

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株 主 各 位

京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659 番地
烏丸中央ビル
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
代 表 取 締 役 社 長 今 庄 啓 二

当社は平成 25 年 8 月 22 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成 25 年 11 月上旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
2. 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 上記株式の分割に併せ、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付けをもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。東京証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。
4. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。

（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

連絡先 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-077（通話無料）